

かがんご



表紙写真 国産旅客機MRJ (写真提供…三菱航空機株)

議会だより No.122

| | | | |
|----------|-----------|---------------|---------------|
| 新年のごあいさつ | P 2 | 百条調査特別委員会調査報告 | P 8 |
| 臨時議会 | P 3 | 議員辞職勧告決議 | P 9 |
| 12月定例会 | P 4 | 研修レポート | P 10 |
| 議案質疑 | P 5 | 議会のうごき・議会改革 | P 11 |
| 委員会質疑 | P 6 | 一般質問 | P 12～23 |
| 議決結果一覧表 | P 7 | 人物クローズアップ | P 24 |

2015年 謹賀新年

新年のごあいさつ



苅田町議会議長
坂本東二郎

新年明けましておめでとうござ
います。

町民の皆様には、健やかに新春
をお迎えになられたこととお慶び
申し上げます。

平素より、町議会に対して、温
かいご支援をいただき、心より感
謝申し上げます。

昨年末は、突然とも言える師走
総選挙になり、予想どおりともい

える自公陣営の圧勝に終わり、民
意は現状の政権運営を支持すると
いう結果だと思えます。

総選挙の政策テーマとして地方
創生が大きくクローズアップさ
れ、東京一極集中の是正、地方圏
の再生振興が日本国の課題である
事があらためて認識された訳であ
り、地方に生きる我々は、苅田町
が更なる活性化を計れるような有
効情報の収集に努め、議会力を強
化していきたいと思えます。

昨年は、東九州自動車道の行橋
インター開通に伴い、201号バ
イパス、苅田町起点よりの開通、
山手側県道の完全整備等々、道路
インフラが着々と完成し町の装い
も一変しつつあり、新道を活かし
た街づくりに議会として積極的に
取り組みたいと考えています。

また、今年は苅田町が旧苅田町、
小波瀬村、白川村の合併により誕

生して60年になり人間でいえば還
暦であり町の変遷を総括し総点検
すべく議会においても原点に帰り
活動を行っていききたいと思えます。

そして昨年6月議会より開かれ
た議会づくりの一環としてイン
ターネット中継を開始しました。
議会質問等の動きをより身近に、
リアルタイムでお知らせする手段
であります。まだまだ町民の皆様
に認知度が低く、今後議会として
も広く、深く浸透させ一人でも多
くの皆様に議会の「今」を理解し
て頂きたいと思えます。

町民の皆様からの意見、提言を
受けとめ、より開かれた議会をめ
ざして邁進していく覚悟でありま
す。

新年が皆様にとりまして健康で
幸多い一年でありますことを祈念
いたしまして、年頭の挨拶といた
します。

臨時議会

(10月24日)

提出議案・趣旨

【議案第68号】工事請負契約の締結について(荻田町消防本部耐震改修及び庁舎改修工事)

消防本部庁舎の耐震補強及び無線システム変更に伴う指



改修工事中の消防庁舎

固定資産税の過大徴収に

【議案第70号】専決処分について

任命いたしました議会の同意

【議案第69号】教育委員会委員の任命について

令室等の改修工事であり請負契約額2億333万2680円で溝江建設(株)と請負契約を締結

【議案第69号】教育委員会委員の任命について

荻田町教育委員 石

村 國芳氏が平成26年11月14日をもって任期満了となるため、後任に森田耕治氏を任命いたしました

質疑

対して、福岡地方裁判所小倉支部にて損害賠償の判決が下されたことに伴い予算措置を講じたもので、議会を招集する時間がなかったため専決処分

【Q】今回落札した業者は、耐震改修工事の経歴はあるのか。

【A】10年間で建築工事の実績が35件ある。この実績から、施工業者としての能力を十分有していると考えている。

【Q】固定資産税の過大徴収に対して、なぜ裁判になったのか。

【A】納税者の方が、何

度も役場に問い合わせをされたが、その際しつかりと調査をしなかった。それが原因で裁判に至った。

【Q】裁判結果をどのように感じたのか。

【A】対応策を何項目かつくり、納税者に不利にならないよう努めていく。

委員会審査

総務常任委員会

【Q】今回落札業者における荻田町での指名実績と施工実績はあるのか。

【A】調べてみないとわからないが、ないと思う。

【Q】辞退・棄権者が多数出ている。建設資材が高騰しておりコ

スト面で請負しにくい。また、人材不足による懸念もあるなか、適切で安全な工事をするため、どのような安全・施工管理をしているのか。

【A】辞退した19社の理由は、技術者の配置が困難なためである。また、施工管理業務についても入札を行

い、業務委託をしていきたい。

※議案第69号人事案件については、議会運営委員会の取り決めにより質疑、委員会付託(審査)は、省略されることに決定いたしました。



新教育長に

森田耕治氏が

選任されました

【森田耕治氏略歴】

昭和30年 10月生まれ

昭和55年 九州大学大学院修士課程修了

勝山町立諫山小学校主事

昭和62年 福岡県教育庁入庁

平成24年 福岡県教育庁京築教育事務所長

荻田町在住

12月定例会

(12月2日～18日)

平成26年度苧田町一般会計補正予算等22件を慎重審議

補正予算

平成26年度一般会計補正予算(第7号)は、歳入歳出それぞれ2億1,913万1千円を追加し、予算総額は139億6,480万7千円

条例の制定

●苧田町職員の旅費に関する条例
職員の旅費について、社会経済情勢の現状を考慮し、合理的かつ経済的な支給ができるよう

う全部改正

●苧田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
●苧田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

条例改正

●苧田町課設置条例等
昨年度に引き続き組織の統廃合にあわせ、関係条例の整理
●苧田町職員の給与に関する条例
●苧田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

人事院勧告に基づき国家公務員に実施される給与改正に伴い、本町職員の給与についても同様の措置を行うため関係条例の改正

協議議案

苧田町消防団の充実強化を図るため、幹部団員の定年を63歳に延長するための改正

●苧田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
子ども・子育て支援の充実等を目的とした「子ども・子育て関連3法」の成立に伴い、国の基準に従って設備及び運営に関する条例を制定

●苧田町国民健康保険条例
健康保険法施行令の改正に伴い、出産育児一時金にかかる規定について改正

●苧田町火災予防条例
消防法施行令の改正に伴い、屋外における防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しの主催者に対し、義務及び罰則を制定

専決処分

●平成26年度苧田町一般会計補正予算(第5号)
●平成26年度苧田町一般会計補正予算(第6号)

*平成26年度補正予算

| | |
|---------------------|-----------|
| 一般会計 | 2億1,913万円 |
| 歳入 | |
| ・特別交付税 | 1億1,949万円 |
| ・国・県支出金 | 9,733万円 |
| ・諸収入 | 230万円 |
| 歳出 | |
| ・補助金返還金 | 1,133万円 |
| ・県知事及び県議会議員選挙費 | 686万円 |
| ・盆踊り大会補助金 | △200万円 |
| ・障害者自立支援給付費 | 6,204万円 |
| ・私立保育園委託料 | 2,598万円 |
| ・児童手当 | 1,509万円 |
| ・国民健康保険、介護保険特別会計繰出金 | 4,285万円 |
| ・秋満喫祭補助金 | △300万円 |
| ・指定避難所用備蓄資機材 | 240万円 |
| ・北公民館大ホール空調設備修繕外 | 320万円 |
| 国民健康保険特別会計 | 3,721万円 |
| 介護保険特別会計 | 1億7,099万円 |
| 土地区画整理事業特別会計 | 70万円 |



号)

●平成26年度荻田町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

発議

●荻田町議会特別委員会の設置について
行財政改革特別委員会

決議

●暴力団排除に関する決議
●議員辞職を勧告する決議

請願

●コミュニティバス値上げ反対の請願書

意見書

●米価暴落対策を求める意見書
●「女性が輝く社会」の実現に関する意見書
●原発の再稼動に反対する意見書

議案質疑

補正予算

Q 町営住宅の修繕料200万円は何戸分なのか。
A 15カ所を予定している。

Q 災害対策費の国・県200万円、町が40万円の内容は。
A 地域防災計画に基づいて12カ所の指定避難所に発電機・簡易トイレ・投光器等の備品を充実する。

債務負担行為

Q 町民プール指定管理委託料の金額は。

A 5年間で1億9360万円、もう1社は2億732万円。

Q 総合福祉会館指定管理委託料と放課後児童クラブ指定管理委託料の理由。
A 平成27年より31年までの5年間委託す



放課後児童クラブ

るため、債務負担行為を計上した。

Q 荻田町税条例の軽自動車の納期を5月末まで改める理由は。
A 4月末納期だと

ゴールデンウィークに絡むので入金確認できず、納税証明が発行できない事態も出ている。実際の施行は平成28年度課税から。

Q 温水プールの指定管理者をプロポーザル方式を採用。町は要望事項を何点か指摘した上での業者提案なのか。
A 町が望む温水プールのあり方、経費削

消防団員の定年制

減も含め選考委員が総合評価して決めた。

Q ささまざまな職業の方が活躍されている分団長・副分団長及び部長については63歳、班長・団員は60歳、

団員を63歳まで幅を広げてもいいのでは。
A 現在5年未満の団員が半数を占めている。全員の退職年齢を上げることは考えていない。時代の状況に合わせて考えていく。



平成27年出初式

委員会質疑

▼総務常任委員会

▼課設置条例の一部改正

Q 上下水道課の統合等、組織改正で職員数30名減。円滑に業務ができるか。

A 職員数は類似団体と比較して多い。(類似団体30〜35人、荻田町51人/1万人当たり)管理職以下30名削減する。今後も調査研究し、さらにコンパクトにしたい。

▼職員給与に関する条例の一部改正

Q 町の給与水準は。

A ラス・パイレース指数(国家公務員を100として比較)は99・9。県内の町村で上から8番目、今回の改正は人事院勧告に従って行う。

▼消防団員に関する条例の一部改正

Q 団長・副団長は63歳定年となる。消防団の運用について。

A 団は地域密着で運用され、団員の入団は現制度で機能している。団の意見も吸い上げ、本部で指導していく。

▼産業建設常任委員会

▼一般会計補正予算

Q 農地法の改正に伴うシステムの維持管理や補修費は、毎年必要か。

A 地図情報、公表データを全国統一するための改修費は100%国庫補助、維持管理費は年間20万円で、毎年発生する。

Q 農地法の改正は、年度当初からわかっていた。補正予算ではなく、当初予算で計上できたのでは。

A 法律として導入されることはわかっていた。しかし、具体的な金額は9月以降見積もりがとれた。

▼土地区画整理事業特別会計

Q 専決処分の理由は。

A 移転補償の交渉を進めているなか、急きょ交渉が進展し、議会を招集する時間がなかった。

Q インフラの進捗状況と平成28年度までに一期分は間に合うのか。

A 面積で言うると6%。工事は間に合うように計画している。全部の完成は平成33年度。

▼厚生文教常任委員会

▼一般会計補正予算

Q 平成25年8月オープンしたポルト行橋京都児童発達相談センター(※)の利用実績は。

A 平成25年度の実績は237件、26年度は10月末までに相談・診察件数は1123件。

Q 総合福祉センターの需用費197万円の増額理由は。

A 昨年度より灯油単価の値上り、灯油の使用が増えた。

Q 国民健康保険特別会計の一般保険者療養給付費1223万3千円の増額理由は。

A 生活習慣病と高額医療費が増えたため。

Q 温水プールの利用者数は。また行革の中でどう考えているのか。

A 平成24年度は4万9095人、25年度は5万1876人、26年度は10月まで3万8377人。経費の節減を考えている。

※ポルト行橋京都児童発達相談センター

京築広域市町村圏事務組合が実施主体となり、平成25年8月に行橋京都メディカルセンター内に設立した施設。発達障がい児等の早期診断や訓練、相談支援等を実施

平成26年第4回 苅田町議会臨時会 議決結果一覧表

| 議案番号 | 議案題名 | 遠田孝一 | 尾形均 | 沖永義樹 | 白石学 | 伊塚弘 | 友田敬而 | 榎谷忠明 | 木原洋征 | 小山信美 | 常廣直行 | 林繁実 | 井上修 | 武内幸次郎 | 梶原弘子 | 三原茂 | 議長 | 結果 | |
|--------|------------------------------------|------|-----|------|-----|-----|------|------|------|------|------|-----|-----|-------|------|-----|----|----|----|
| 議案第68号 | 工事請負契約の締結について（苅田町消防本部耐震改修及び庁舎改修工事） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第69号 | 教育委員会委員の任命について（森田耕治氏） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第70号 | 専決処分について（平成26年度苅田町一般会計補正予算（第4号）） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |

平成26年第5回 苅田町議会定例会 議決結果一覧表

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|----|
| 請願第1号 | コミュニティバス値上げ反対の請願書 | × | ○ | ○ | × | × | × | ○ | ○ | × | × | 欠 | ○ | ○ | ○ | × | × | 不採択 | |
| 議案第71号 | 平成26年度苅田町一般会計補正予算（第7号） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第72号 | 平成26年度苅田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第73号 | 平成26年度苅田町介護保険特別会計補正予算（第2号） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第74号 | 平成26年度苅田町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第75号 | 苅田町課設置条例等の一部を改正する条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第76号 | 苅田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第77号 | 苅田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第78号 | 苅田町職員の旅費に関する条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第79号 | 苅田町税条例の一部を改正する条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第80号 | 苅田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第81号 | 苅田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第82号 | 苅田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第83号 | 苅田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第84号 | 苅田町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第85号 | 苅田町消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第86号 | 指定管理者の指定について（苅田町町民温水プール） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第87号 | 専決処分について（平成26年度苅田町一般会計補正予算（第5号）） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 承認 |
| 議案第88号 | 専決処分について（平成26年度苅田町一般会計補正予算（第6号）） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 承認 |
| 議案第89号 | 専決処分について（平成26年度苅田町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 承認 |
| 議案第90号 | 新たに生じた土地の確認について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 議案第91号 | 町の区域の変更について | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 発議第1号 | 苅田町議会特別委員会の設置について | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | × | ○ | × | ○ | 欠 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 決議第1号 | 暴力団排除に関する決議（案） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 決議第2号 | 議員辞職を勧告する決議（案） | ○ | 除 | ○ | ○ | 退 | × | × | ○ | × | ○ | 欠 | 退 | × | ○ | ○ | - | 可決 | |
| 意見書19号 | 米価暴落対策を求める意見書（案） | ○ | × | ○ | × | ○ | × | × | ○ | × | × | 欠 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 意見書20号 | 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書（案） | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 欠 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | - | 可決 |
| 意見書21号 | 原発の再稼働に反対する意見書（案） | ○ | × | ○ | × | × | × | × | ○ | × | × | 欠 | ○ | × | ○ | ○ | - | 否決 | |

議長は採決に加わらない。但し賛成、反対が同数の場合は議長の判断による。

○－賛成、×－反対、欠－欠席、退－退席、除－除斥

※可決された意見書は、関係機関に送付しました。



百条調査特別 委員会△云調査報告

設置に至るまでの経緯

○平成25年10月～11月に開催された決算特別委員会にて、可燃物・不燃物処理業者との随意契約の積算資料提出要求がなされたが、執行部より入札に関する資料のため提出はできないとの説明がなされた。その後引き続き審査を行うなかで、執行部より、金額が載っている積算資料を持っている議員がいるという指摘がなされた。当該議員に事実確認をしたところ、「持っていない」(※)との説明があり、確認できなかった。その後、執行部より、事実が確認できない以上審議ができない

との発言があり、委員長判断により審議未了のまま閉会となった。



○平成25年12月20日 木原・梶原両議員より「決算特別委員会における委託料積算資料の漏えい事件の調査に関する決議」が提出され、賛成多数(6対4)にて委員会設置が決められた。

※後日開かれた全員協議会において、友田・白石議員より決算委員会るとき、尾形議員より資料を渡されたとの説明がなされた。

委員会開催期間・回数

平成25年12月20日～平成26年11月18日・計18回

参考人・説明員・聴取人数

総数14名(内訳：議員5名、職員9名)

主たる調査事項

可燃物・不燃物業者委託料積算資料の漏えいに関する事項

事項別調査結果

1. 文書保管に関すること

公的文書の保管方法は、紙による管理とデータ管理とになっている。いずれの方法も比較的容易にどの職員でも目に触れ複写可能な状況にある。環境保全課と清掃事務所との文書管理に歪みがある。

2. 議員のかかわりに関すること

資料請求は、原則として議長を通すことになっていないが、本件の場合その記録はない。当該文書は尾形議員宅に送付されてきたとされ、資料入手後の対応として文化会館や自宅で職員と接触している。

3. 漏えいに関すること

公的文書である積算根拠資料らしき文書が議員の手に渡ったことは事実である。ただし、本資料を所有していたのは3人の議員のみであり、本委員会から資料の提出を求めたが、すでに廃棄処分されていた。現職員は、当該議員の所持してい

た文書を見たが漏えいされた文書の特定に至らなかった。

4. 職員に関すること

当該文書が現職員から漏えいした事実を確認できなかった。当該文書が外部に出せない文書であることは、職員に認識はあった。ただ、文書の管理・保管のあり方並びに事務引継ぎなどの事務に確かなルールが認められなかった。

最終報告

平成25年12月議会において、地方自治法100条に基づく調査特別委員会設置動議が可決され、以来18回に及ぶ調査を続けてきた。本委員会では、漏

えいしたとされる不燃物処理委託料積算資料の特定と誰がどのような形で流出したのかを中心に関係職員および議員の聴取、書類保管の現状などの調査を実施した。

結論から述べると、その全てを説明するに至らなかった。その主な原因は、議員の入手した当該資料が早期に処分され、かつ執行部側も確認できておらず、特定できなかったことにある。

調査特別委員会として議会に対し議員モラルの更なる向上や、ルールの明確化を図ること、町執行部においては、情報公開のあり方も含め公文書の保存基準などを徹底し、周知することを強く要望する。



議員 辞職 勧告 決議

苅田町議会議員が、条例で定める政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあるとして、町民から調査請求書が出された問題で、苅田町政治倫理審査会から平成26年10月27日付で「苅田町

議員 辞職 を 勧告 する 決議

提出者 苅田町町議会議員 木原洋征

賛成者 苅田町町議会議員 梶原弘子

尾形均議員は10月27日、政治倫理審査会より農業委員会の選挙に関し、政治倫理条例（※）第3条1項1号または、2号に抵触するとの答申を受けた。

政治倫理条例は、町民全体の代表者として品位と、名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。と規定しているとともに、第3条2項には、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。と謳われています。

しかし、尾形均議員（農業委員会会長）は、11月10日農業委員会で、多くの委員から、政治倫理条例に抵触したことが明らかになった以上、会長を辞職すべき等の意見が出されたにも関わらず、会長職に居座り続けています。

政治倫理審査会に調査を請求した3名の町民が、政治倫理条例に違反した尾形均議員を、公職選挙法違反事件として行橋署に告発しました。

政治倫理条例には罰則規定はありませんが、条例の趣旨を全く理解しようとしていません。自分の非を認めないばかりか、議会不信を招いたことについても謝罪がありません。

このことは、議会への信頼と名誉を損ね、町民に対する裏切り行為で、議員としての政治的、道義的責任は免れず、議会制民主主義と良識の府である町議会にとどまることは町民感情から断じて許されることではない。

よって、尾形均議員に対して議員辞職を勧告するものである。

以上決議する。

平成26年12月18日

福岡県苅田町議会

政治倫理条例に抵触すると判断する」との意見書が提出された。12月18日、「議員辞職を勧告する決議（案）」が12月議会最終日の本会議に上程され、賛成多数で可決された。（ただし、決議に法的拘束力はない）
（政治倫理審査会意見書の詳細は「広報かんだ」11月10日号に掲載）

※苅田町政治倫理条例（政治倫理基準）
第3条 町長等及び議員は、次に掲げる政治倫理条例を遵守しなければならない。

- (1) 町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 町民全体の奉仕者として常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) (4) (5) 省略
- 2 町長等及び議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

研修レポート

▼議会広報特別委員会研修

全国議長会広報研修会（東京都・10月21・22日）

第81回議会広報研修に本町より3名の広報委員が参加しました。

最初に、「伝える広報」から「伝わる広報」では、広報の役割は、パブリック・リレーションであり、読み手と良好な関係を築くこととであります。その為には、情報の共有が必要、すなわち、共感・好感を得られるように技術的にはビジネス文章で伝えることが大切です。

次に、「広報紙面デザイン」の基礎知識では、講師の長澤忠徳氏

（武蔵野美術大学教授）によると、現在の高度情報通信社会においては、広報の意義は手であつて確認ができる平等で、重要な広報媒体だとの認識を示されました。

2日目は、36町村の広報紙のクリニック（診断）が、分科会毎に行なわれました。

受講した分科会では、9町村の議会だよりのクリニックが講



師のもと行われ、本町の議会だよりを念頭に、広報紙のあり方を改めて学びました。住民の皆様にも、手にとつて読んでもらえるよう広報委員は研鑽と実践をくり返していきます。議会中継も始まつていますが、ぜひ議会だよりを読んでいただきご意見をくださいれば幸いです。

▼厚生文教常任委員会視察研修

茨城県鹿嶋市広域鹿嶋RDFセンター（10月28・29日）

【研修内容】広域鹿嶋RDFセンターにおいてRDF事業の運営状況、今後の見通し、ごみ処理計画等について

荇田町における今後のごみ処理への対応に向けて、本町と同様のRDF施設による、ごみ処理が行われている鹿島地方事務組合（広域鹿嶋RDFセンター）の運営状況と今後の対応について視察した。

鹿嶋市・神栖市かみすの各地域から出された可燃性一般廃棄物を広域鹿嶋RDFセンター、広域波崎RDFセンターの2カ所での固形燃料化し、製造された固形燃料（RDF）は、第3セクターの鹿島共同資源化センターに運ばれ、

た。

RDF事業の運営状況については、大きな事故もなく稼働中であり、安定操業ができています。課題としては、機械類の更新経費やメンテナンスに必要な維持管理費等である。

荇田町においても、ごみ処理方法を多方面にわたる調査・研究・検討を含めて参考にしていきたい。



広域鹿嶋 RDF センター

議会のうごき・議会改革

| 12月 | | | | | | | 11月 | | | | | | | 10月 | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------------------------|------|---------|--------|------|-----------------|------|-----------------|-------------------|---------------|---------------------------|------------------|--------------------------|------------|----------------------|--------------------------|-------------------|--------------------------|-----------------|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------------|--------------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|
| 24日 | 22日 | 18日 | 16日 | 10～12日 | 4日 | 2～3日 | 2日 | 28日 | 27日 | 25日 | 20日 | 17～18日 | 13日 | 6日 | 28～29日 | 23日 | 21～22日 | 21日 | 16日 | 15日 | 14日 | 9日 | 8日 | 3日 | | | |
| 議会広報特別委員会（122号編集） | 行財政改革特別委員会（今後の進め方について） | 議会閉会 | 付託常任委員会 | 一般質問 | 議案質疑 | 全員協議会（行政改革について） | 議会開会 | 議会運営委員会（12月定例会） | 議会広報特別委員会（122号編集） | 全員協議会（12月定例会） | 総務常任委員会（第4次行政改革の進捗状況について） | 福岡県議長会広報研修会（福岡市） | 百条調査特別委員会（報告書（案）の協議について） | 議会報告会（12月） | 議会運営委員会（議会の行政改革について） | 厚生文教常任委員会（報告書（案）の協議について） | 茨城県鹿嶋市（RDF事業について） | 百条調査特別委員会（報告書（案）の協議について） | 全国議長会広報研修会（東京都） | 議会運営委員会（第4回臨時会） | 議会広報特別委員会（121号編集） | 全員協議会（行政改革について） | 産業建設常任委員会（コミュニティバスについて） | 百条調査特別委員会（報告書（案）の協議について） | 議会広報特別委員会（121号編集） | 総務常任委員会（第4次行政改革の進捗状況について） | 議会広報特別委員会（121号編集） |

3月定例会の予定

3月3日（火）から
24日（火）まで

- * 一般質問は
3月10日（火）
3月11日（水）
3月12日（木）
3月13日（金）

- * 開催時間は
午前10時～午後5時
※12日は午後から
- * 受付 庁舎6階にて
- * 問合せ先 議会事務局
☎ 093・434・1981

12月議会の傍聴者
49名

議会改革

議会中継実施しています!

視聴方法

苅田町ホームページの「インターネット議会中継」をクリックすると、苅田町議会インターネット中継の画面が表示されますので、「ライブ中継」または「録画中継」をクリックし、ご希望の会議映像をご覧ください。



ココをクリック!

新しい画面が開きます



12月末アクセス件数

ライブ中継 1,353件

録画中継 1,719件（6月からの累計）

一般質問内容一覧

12月定例会において11名の議員が質問



| 質問者氏名 | 質問要旨 | 掲載頁 |
|-------|---|-----|
| 友田 敬而 | 1. 財政危機を問う | 13 |
| 白石 学 | 1. 財政運営 2. 防災・減災のまちづくり | 14 |
| 尾形 均 | 1. 外国仕組債 17 億円の早期償還について 2. 行財政改革の見通しとその成否について | 15 |
| 伊塚 弘 | 1. 介護保険法の改正について 2. 駐在員制度の今後のあり方について 3. 地域再生法と苅田町の今後について | 16 |
| 小山 信美 | 1. がん検診受診率の向上 2. 障がい福祉サービスについて 3. 行財政改革について | 17 |
| 柘谷 忠明 | 1. 南部集落排水について 2. 定住化政策 | 18 |
| 木原 洋征 | 1. 行財政改革について | 19 |
| 沖永 義樹 | 1. 与原土地区画整理事業について 2. 安心安全な街づくり | 20 |
| 常廣 直行 | 1. 平成 27 年度予算編成について 2. 財政再建のポイント 3. 財政危機について | 21 |
| 武内幸次郎 | 1. 法令、条例遵守について 2. 産業振興について | 22 |
| 梶原 弘子 | 1. 第 4 次行政改革について 2. 役場職員の健康管理の対策は | 23 |

ページの都合で質問内容の全てが掲載されておられません。

政策を進めるために町民に新たに1億円負担させるのか

お金の問題ではない



友田 敬而 (みらい)

Q 11月提出の行財政改革見直し案の真意は。

A 町長の任期中（平成29年）までに赤字が解消されないのが見直した。自分が行った政策はもちろん、見送りしてきた政策も見直しも必要。

Q 見直し案の大きな柱は、ごみ処理の有料化。町民への負担は1億円増えるのでは。

A 新たな時代にあった政策であり、旧来のものを見直す。

Q 本町のごみ処理費用は高い。その要因は。

A 住民の意識の低さ、ごみ処理方法など、一層の見直しが必要。

Q 住民の意識が低いとは、何の根拠で判断しているのか。

A ごみの減量が進んでいない。
Q 具体性に欠く答弁

だ。一人当たりのごみ排出量は都市型の北九州市が1113g、行橋市が905g、郊外型のみやこ町が651g、本町は1016g。問題になる低さか。

A 年間で見れば、差が出る。

Q リサイクル率は。

A 平成23年度で63.1%。
Q 北九州市は27%。行橋市は13%みやこ町は7%。本町は意識が高いのでは。

A RDF処理で行っているためであり、それを除くと18.9%。

Q 本町の住民意識は低くない。RDFを行うことも再資源化

だ。なぜ、RDF処理方法を取り入れたのか。

A ダイオキシン対策である。

Q 他の方法ではダイオキシンは発生するのか。

A 本町にはセメント産業があり、RDF処理することで最終処分場が不要になり、RDFも有償でごみ処理費用が抑えられるため。

Q ごみ処理費用、北九州市は1万円、行橋市は5千円、みやこ町は7千8百円、本町は2万3453円。RDFの逆有償化によってどの位費用が上昇したのか。

A 分析していない。

Q 上昇要因としては10〜15%しかない。ごみ処理費用の高騰の主要因ではない。

A 現在までごみ処理費用高騰の原因分析は行ってきていない。そのことが大きな要因だと思っている。

Q ごみ処理の有料化を行えば、減量化するのか。処理費用はどのくらい低減するのか。

A 分析・予想はまったくしていない。これから審議会で行う。

Q ごみ1トン当たりの処理費用は。

A 6万3074円。

Q ごみ処理費用の構成分析は。

A 行っていない。

Q そのような事で、ごみ減量によりごみ処理費用がどのように低減されるか、示されるのか。

A 今後、調べて議会に示したい。

Q ごみ処理有料化

は撤回するべきだ。説明責任がまったく果たせていない。

A する、しないを考えていきたい。

提言 ごみ有料化で町民負担は1億円。財政への貢献は4千万円から6千万円。ごみ処理の観点からも分析が全くできていない。エコプラント経営も見直すべきだ。



苅田町のごみ袋



行財政改革の取り組みは

平成29年度まで2年間延長



白石 学 (公明党)

Q 町政7年間のうち、6年間は赤字だ。行革を3年から5年にした理由は。

A 町単独事業の教育・子育て・医療などの見直しや削減、公共料金の値上げができてない。シビアに検討すべきだった。

Q 平成29年度に2億円の投資的事業の抑

制が拳がっているが、具体的なものはまだ無いとのこと。単なる数字合わせか。

A 主に、土地区画整理事業。ほかに下水道、小波瀬西工大駅前周辺整備事業など大型事業について判断する。

Q 手数料・使用料も値上げするのか。

A 手数料は他市町村と比べるとかなり安いので見直す。また、利用料金も100円と格安のものは、見直す余地がある。

Q ごみ処理費が、行橋市は8・4億円。苅田町は8・3億円。人口が半分なのになぜ同じ金額がかかるのか。

A ごみを固形燃料化して、セメント工場で燃やしてもらおう。それが行橋市との違いである。

Q ごみ袋の有料化が予定されている。町民に1億円の負担を強いことになるが。

A ごみの減量化や、必要な大きさの袋を必要な枚数手に入れる方法としては一番確実だ。

河川・水路の防災・減災

Q 重要水防箇所として河川2カ所、海岸1カ所、災害危険河川区域11カ所が指定されているが。

A 長峡川水系の小波瀬川・白川の県営河川を指定している。

Q 平成になって、一番多く氾濫しているのは松山水路で3回。ハザードマップの浸水想定区域と食い違いが。

A 福岡県が定めたアセスメントについて、防災計画に書いた。

Q 松山水路は、ヨシが繁茂し、平成19年度から浚渫しゅんせつがされてない。

A 町は沿岸部に属しており、満潮と重なれば氾濫する。

Q ほかの河川・水路は浚渫しゅんせつをしている。なぜ松山水路だけ浚渫しゅんせつをしないのか。

A 住民の要望もあり、数年に分けてでも浚渫しゅんせつを検討する。



松山水路

行政改革への取組の本気度は

やらなければならない



尾形 均 (黎明の会)

Q 外国仕組債の残額の償還見通しは。

A 急激な円安により1月から3月に償還見通し。

Q 運よく想定外の円安に救われた。今後相場性の商品を購入するか。

A こんな運用は考えにくい。ユーロ円債、30年ものは選択しにくい。

提言

公金を相場性商品に投入することは絶対にするべきではない。

行政改革

Q 当初の行革案は3年計画で、「1年では未達でも、3年で完遂する」と公言したが。
A 1年少々でこんな状態。申し訳ない。

Q 再建計画が破綻。これは、しなかったできなかった。そして予算への見積りが甘かったのが原因では。

A 社会状況の変化により出来なかった部分がある。

Q 普通は再建計画が破綻すれば全て終わり。数字あわせのため2年延長では。

A 結果は表れてくる。
Q 財産は簡単に売り払う。しかし身を削る努力は先延ばし。この再々建計画は本気か。
A 住民サービスへの

切り込みも考える。見通しの甘さについての批判は受ける。

Q 町長は本気か。

A 取り組む。他市町村より遅れているが指摘は甘受する。

再々建計画案

Q この案について変更の可能性はあるようだが。

A ごみの件で見直すが他は見直さない。
Q 一部修正すれば帳尻があわなくなるが。

A 新たな見直しを考える。

Q 答弁になってない。指摘を受ければまた変更。この案には魂がこもってない。本気度を疑う。

A やらなければならない。

Q 施策には町民全体に関わるもの、一部町民しか恩恵を受けないものがあるので。

A 利用者は限られている。

Q ごみ袋の有料化は町民全員に、コミバスは弱者の足に、しかし温水プールは町内外の一部の人々のみ。施策の基本を考えているか。

A 考えている。

Q 費用対効果、負担とサービス、政策優先順位等考慮すべきだ。

A 一応考えている。

Q 更に町民に無理

をお願いせざるを得ないなら、国保特別会計への繰り出しを中止し、保険料で考えないか。

A 平成29年度まで待つ。思い切りの悪さを反省している。

提言

再々建計画案は数字あわせの責任逃れの感が強い。平成30年度以降の先送りとしかたれない。責任をもつべきだ。



庁舎2階窓口



介護保険新制度移行の準備状況は

近隣市町と連携し進める



伊 塚 弘(21世紀クラブ)

Q 介護保険新制度の内容は。

A 平成29年度に要支援1・2の方へのホームヘルプとデイサービスを町総合事業に移行する。

Q そのために必要なことは。

A 利用者の状況に合わせてサービス提供のため、体制や利用料など近隣市町とある程度統一すること。

Q 体制づくりは。

A 町直営の地域包括支援センターを、菟田地域、小波瀬地域の2カ所と相談窓口として白川地域に委託する。

Q 地域包括支援センターの名称では何をするのか分かりにくい。

A 課題であり、センター委託先が決定後、協議検討する。

Q 委託してしまうと町の運営責任はどう

A 統括する支援センターとして存続し委託先と連携。

Q 新規の要介護1・2、病院からの回復期の方の受け入れはどうなるのか。

A 施設整備の充実を図らなければならぬ。また居宅での家族や地域の支援も求められている。

Q 不安だが。

A 来年度地域ケア会議を開催し、地域ケアシステムの構築を急ぐ。

Q 人的資源の確保は。

A 介護専門員・NPO・ボランティアの方々の育成が課題。そのための仕組みづくりを

急ぐ。

Q 介護予防が重要となるが。

A 要支援1・2の方も含め総合事業として取り組む。

Q 要支援1・2の方も含め総合事業として取り組む。

駐在員制度に町再任用職員等の活用を

Q 駐在員及び補助員の任務は。

A 広報かんだ等の配布、防犯防災活動や福祉活動、環境浄化活動等の推進、募金活動の支援など。

Q 委嘱対象者は。

A 区の長とその下部組織の方。

Q その費用は。

A 平成26年度では、2794万2千円。

Q 課題は。

A 区に加入していない方には、広報紙等が届かない。

Q 構造改革として、再任用等町職員を活用すべき。

A 現状では、区長等と駐在員を分離するのは困難。

Q 現状では、区長等と駐在員を分離するのは困難。

地域創生法を活かしたまちづくりを

Q 地域創生法(まち・ひと・しごと創生法)の目的は。

A 創生総合戦略に沿って、総合的・計画的に施策を実施し、地域を活性化すること。

Q そのうち「ひと・しごと」では町は何をめざすのか。

A 物づくり

を基礎とした人材育成と企業誘致。

Q ふるさと回帰には、働く場所が必要だが、企業誘致の見通しは。

A 空港未利用地内は、本年度整備を完了。航空関連企業などのリサーチがきている。新松山埋立地は、来年度から分譲開始、県と情報を共有しながら誘致に努める。

を基礎とした人材育成と企業誘致。

Q ふるさと回帰には、働く場所が必要だが、企業誘致の見通しは。

A 空港未利用地内は、本年度整備を完了。航空関連企業などのリサーチがきている。新松山埋立地は、来年度から分譲開始、県と情報を共有しながら誘致に努める。



空港島



ピロリ菌抗体検査の導入を

検査をする方向で調整中



小山信美（公明党）

Q がん検診率向上のため16地区に巡回健康相談を実施しているが効果は。

A 相談件数の集計はできていない。

Q バリウム検査のメリット・デメリットについて。

A メリットは胃がんに侵されているかわかる。デメリットは飲むつらさと手間

がかかる。

Q 今後の方向性は。

A ABC検査（※）をオプションで行い料金は自己負担。

Q 公演やイベントのお知らせの際、問い合わせ先が電話番号のみだがFAX番号

聴覚障がい者への情報伝達

も掲載してほしい。

A 広報かんだ最新号より一緒に掲載。

Q コミュニケーション支援事業は必須だ。ボランティア養成事業の状況と効果は。

A 年46回の講座で手話に対する理解とコミュニケーションができる環境をつくる。

Q 委託料と期限は。

A 99万2千円。来年度以降も継続。

Q メール配信システムの進捗状況は。

A 平成27年度当初予算に計上。議決後すぐに導入に着手する予定。配信内容は、災害避難勧告、ダイオキシシン、PM2.5、

火災、気象通報、熱中症への注意、交通安全週間、聴覚障がい者に対しても検討する。

行財政改革

Q 霊柩車事業の廃止の理由。

A 老朽化が大きな問題。行政による事業実施意義は低下していると考ええる。

Q 利用実績と理由について。

A 火葬件数の約3割が利用。料金は3千円が安い。

Q 民間の霊柩車の料金は。

A 町内は1万5千円から4万8千円まで。

Q ブックスター事業の見直しについては。

A いい事業と認識しているが財政状況を考慮し2冊を1冊にする事で半額の30万円の予算になる。

提言 財政難だからこそ町民にとって必要かどうかを見極め、

町民の痛みをもっとわかるべきだ。

※ABC検査：採血のみでピロリ菌感染の有無と萎縮性胃炎を判定し、胃がんの危険度を判定する検査



町の霊柩車



南部集落排水事業を凍結し合併浄化槽に変更できないか

事業は継続する



柘谷 忠明 (みらい)

- Q** 南部集落排水事業の進捗状況は、又総事業費はいくらか。
- A** 進捗状況は70・6%で、総事業費は5億7200万円。
- Q** 対象戸数は何戸で、今迄にかかった事業費は。
- A** 172戸で、事業費は4億2千万円。
- Q** 合併浄化槽の1戸当たりの設置費用はいくらか。自治体設

- Q** 置型でいけば行革にもなるが。
- A** 一戸当たりの費用は70万円〜80万円。
- Q** インフラの整備（電気・ガス・水道・公共下水道）が定住化に大切だ。公共下水道は人口密集地を集中的にしたらどうか。
- A** 県の汚水処理構想の見直しがあつて、町の計画をそれに向かって見直しして行き

- たい。
- Q** 行政というのは一度決めたことは中々見直さない。これについてはどうか。
- A** 農業集落排水事業については何度も見直しをしている。以前は5カ所を予定していたが2カ所に縮小をした。
- Q** 片島に農業集落排水がある。継ぎ込みができて無い所への啓発活動は、どんな取り組みをしているのか。
- A** 現在、約70%の継ぎ込みになっている。未だ継ぎ込みが無い所への啓発活動は、行っているが、水洗化に向けての理解が

- 得られない。
- Q** この南部で一番大きい所についての啓発はどうなっているのか、減免は無いのか。
- A** 病院については減免は無い。隣の老健施設についてはできない。
- Q** 日豊線の海側、現在農振と市街化調整区域2つの網がかかっている。この規制を除く努力はしているのか。
- A** 町内、片島・白川を中心に農振地域の網がかかっており、除外のお願いに行つたが、本当に難しい。
- Q** 与原区画整理、「第1工区は平成27年度中に終り、2工区、3工区は33年度に終わらせたい」と言っているが間違いない



都市計画道路 尾倉・与原線予定地

- か。
- A** その都度確認しているが、今のところ予定通りに工事は進んでいる。
- Q** 尾倉・与原線、コスモスから日産道路までの進捗状況はどうなっているのか。

- A** この街路事業の進捗状況は77%。
- Q** この街路事業が区画整理事業において大切だ。早く行なうよう努力してほしい。
- A** 引き続き努力していく。



町の宝「教育の町」を捨てるのか



木原 洋 征 (日本共産党)

一律の加配は見直す

ルには上がったが、難しく手を付けることができなかった。

Q RDFはダイオキシンが出ない、2次処理がいらぬ等で

全国に広がったが、経費が掛かりすぎる

ため、全国で撤退が始まっている。本町

も10年後の寿命を待つのではなく、早期

撤退を判断すべきだ。

A スピードアップを図りながら、新たな処理方法につないで行きたい。

Q 北九州市に委託するか、広域で焼却場をつくるのか、京築

の首長に提案し、早期に段取りをすべき

では。

A 1市2町で一緒にやる方向で、まとまりつつある。

Q ごみ処理費が全国平均の1.7倍かかっている。今必要なのは、紙類の分別で

ごみの減量努力だ。ごみ袋の有料化は、別の問題では。

A 分別には、コンテナを設置する広い場所が必要で、本町では難しい。

負担押しつけで町民の暮らしは守られるのか

Q コミバスの回数券13枚2千円を、9月

議会後に7枚千円にしたが、運賃収入はどうなるのか。

A 40万円から50万円程度減額になる。

Q 債務負担行為は決

定したが、値上げ前提の予算を計上するのであれば、反対が修正案を上程しなくてはならない。どのように考えているのか。

A 値上げを含んだ予算要求になると考えている。

Q 本町では、サンリブ・ルミエール・小

波瀬病院に乗り入れをしている。広告費等を出してもらおう交渉はできないのか。

A バス停になつてい各事業所等に、要請する。

提言 バスの値上げ前に広告費等の増収対策をし、町民負担をかけない運行をすべきだ。

行財政改革

Q 「教育の町苅田」は魅力ある施策、図書館と合わせ苅田町の宝。少人数学級は継続すべきだ。

A 教育は大事な問題で、町の宝である子供たちをどう育成していくか、大事な柱

である。一律34人以下は見直し、学校の実態に応じ加配した

い。

ごみ処理事業は根本的な見直しを

Q 本格的にごみ処理事業を改善する意欲

が感じられないが、なぜか。

A 何度も話のテーブル



エコプラント



与原区画整理事業の進捗について

平成33年度完成を目指し予定通り進んでいる



沖 永 義 樹 (新 政 会)

Q 与原区画整理事業の進捗状況は。

A 平成25年度20%、26年度末で約34%。予定通りに進んでいる。

Q 区画整理事業の総予算は。

A 総事業費は85億3千万円。水道は6億1014万円。下水道は4億9214万円。

Q 現在の工期まで、どのくらいの予算が

出ているのか。

A 上下水道を含めて、28億7668万円。

Q 造成されている土地は、すぐに売る事のできるのか。自分の家しか建てられないのか。

A 仮換地が終わり、引き渡しが終われば土地の売却はできる。

Q 都市計画道路は平成28年度完成と聞いているが現在どのくらい進んでいるのか。

A 平成26年度末で77%になり、国道10号線より日産自動車工場の前までつながる。

Q 都市計画道路の用地買収は。

A 今年度中には契約したい。

Q 行革の一環で、区画整理事業見直しの陳情も上がっていたが、どのような考えか。

A 荻田町の将来の発展を考え、大変厳しい中でも大型事業を継続していきたい。

画 パンジープラン21計

Q 特定施設入居者生

活介護施設の公募があり、1社が選考されている。その後どうなったか。

A 来年度中に整備し、それからオープンが予定されている。

Q 募集要項の中で平成25年度中に建設されるのが条件だったが、なぜ建設されないのか。

A 建設費が高騰したため。

Q 前回、平成26年度までに建設するとのでしたが、の答弁だったが。

A 指定するのが県であり、第5期計画内であれば可能との事である。

Q 平成26年度に施設ができず、27年度完成で、県の許可は受けているのか。

A 平成26年度中には完成せずオープンで

きないと情報が入っている。県は検討中で、町としても大変憂慮している。

Q 平成27年度からパンジープランの計画はどうなるのか。

A 第6期計画（平成27～29年度）の中で、2カ所の特定施設も考えていく。



与原区画整理地内



平成27年度予算編成方針は

総体的に積極的な経費の見直し



常 廣 直 行(21世紀クラブ)

行革と防災対策

提言 財政調整基金

を使うのが悪い訳ではなく、活かして使うべきだ。

パンジープラザ改修工事

Q パンジープラザの改修工事が大幅に遅れている。遅らせてはいけない事業では。

A 財政を勘案して、ぎりぎりまで予算を抑え緊急を要するものから着手している。

実施計画では

3千万円の減額となっている。このまま次年度予算とするのか。

A 現場の話聞く中で、総合的に検討する。

Q 本庁舎の耐震計画だけでも作成すべきでは。

A 国・県からも様々な耐震対策を指示されている。難しい状況にあるが検討する。

消防団員勧誘も苦戦している。格納庫の老朽化や詰所や駐車場の不備、安い出動手当など、魅力がないが。

A 出動手当・費用弁償などの見直しは検討していく。

財政はさらに悪化する

Q 推計で20年後の生産年齢人口は半分、65歳〜75歳人口が1.5倍となるが。

A インフラ整備を行

い、多くの企業の操業と、賑わいのまちづくりが心がけたい。

提言 町長交際費は

削減せずに、活かして、まちの交渉力を上げるのも町長の使命だ。

農業公社

Q 直売所事業部は、2本柱の一つ。地元の要望も強いが。

A 直売所を作ることや、地産地消も考えているが計画通りに進まない。

Q 6次産業として取り組みが望まれるが。

A すべてお金が必要で工面を先に考えないといけない。

小波瀬西工大前駅周辺整備

Q 福岡空港が運営権を売却し事業費に充当。参考事例としてPFI・TIFも考えるべきだ。

A 今後、さらに詳細に詰めて、補助金の取り方も含めて会議を設けて進める。



進まないパンジープラザ改修工事

Q 行革という錦の御旗のもと、場当たり的に町民に影響する施策が目立つが。

A 成果の上がついていないものが見直していく。ない袖は振れないという面もある。

総合計画・実施計画に与える影響は。

A 推進していけるように投資的な経費も計上努力をする。

各課、一律10%削減

は無理がある。事業を見極めながら削減を進めるべきでは。

A 各課マネジメントにキヤップを設ける形で通知をした。

行革を理由に事業を先延ばしにすれば

するほど、将来的経費は高くなるが。
A 事業の凍結・先延ばしは、利があるかどうか検討する。



日当支給しないのは条例違反だ

旅費条例の趣旨を損なうものではない



武内幸次郎（黎明の会）

Q 町職員の日当については自治法204条1項で「給料及び旅費を支給しなければならぬ」と3項では条例で定めるとある。与田町職員の旅費に関する条例にも違反しているが。

A そういう認識はない。

Q 日当は職務上必要な経費に対する費用弁償である。

A 出張した職員に不利益にならないように実費精算方式にしており、条例第28条で運用している。

Q 28条はあくまで旅費の調整であり日当を支払うことを前提としており支給しないのは拡大解釈である。監査の判断は。

A 変更内容に沿って速やかに改正する必要がある。

産業振興

Q 今後、誘致の見通しや予測をどう捉えているのか。

A 自動車関連産業などがリサーチに來られており、引き続き情報収集に努め誘致に結びつけたい。

Q 今後の用地確保は。

A 県企業局から2号緑地の引き取りの話がある。今後、緑地から産業用地への用途変更も検討している。

Q 町独自の工業用地確保も必要。与原区画整理事業に隣接する工専用地の開発予定。また、用地面積は。

A 約34haだ。用地の

合理的土地利用を検討したい。

Q 「付加価値の高い企業誘致を」と言ってきたが具体的にどのような企業を想定しているのか。

A 製造業のような労働生産性の大きい経済性の高いものと考えている。

Q 企業誘致や産業振興策の一つに支援策がある。奨励金・補助金の見直しは。また、誘致環境の現状は。

A 運用面も含め検討する必要がある。輸送コストを含む物流条件に恵まれていたが道路整備等が図られ優位性が失われつつある。

Q 現状の支援策では不十分である。財政

状況が厳しいのはわかるが、将来の財政確保につながる極めて重要な施策である。

A 近隣の誘致策を徹底的に調べ劣ることのないように心がけていく。



与原地区工専用地

提言 産業基盤の充実は町財政の根幹である。情報収集や企業誘致に向けての予算の確保が必要である。



町民のために使ってこそその町財政

主に内部的な経費見直しを実施



梶原弘子(日本共産党)

Q 町財政逼迫の大きな原因は、自動車会社が分社化し、以前のように税が入って来なくなったのでは。

A 分社化による減収ということは、つかんでいない。

Q 内部留保金も多く、大変な利益をあげている。分社化についての説明を町は受けたのか。

A 一企業の問題、生

産体制の問題から分社化されたと思っ

Q 町は分社化によって、自動車会社職員の給与引下げの実態を知っているか。町財政への影響は。

A 法人税割が14・7%町に入っているが、前年度より3億円下がっている。

Q 分社化された影響は。

A 分社化によって、平成24年度の1年に限って、国税局の見解により、町民法人税が2億円増えた。

Q 町に自動車会社等が誘致された時、国・県・自治体が投資している。分社化という舵を切っただけで、税収が変わったが、その説明はなかったのか。

A そのような引きつぎはなかった。

Q 町長は大企業との関係は、どのような間合いを持ってつき合っているのか。

A 「大変厳しい状況である」という話は聞いている。

Q 輸出産業なので企

業の動向によって厳しくなることを町は捉えておく必要がある。企業奨励金は。

A 正式名は産業立地促進条例施行規則という。

Q 交付要件はどのようなものか。

A 投下資本総額が50億円以上で、町民採用50人以上、投下資本額の5%を奨励金として交付する。限度額は5億円である。

Q この見直しはできないのか。

A 企業誘致の場合、他自治体と競争になる。見直しは慎重にやるべきと考える。

Q 他自治体はどのようにしているのか。

A 似たような奨励金規則を設けている。

Q 奨励金は短期間で

返ってくるといわれている。その内容は。

A 企業誘致で雇用が生まれ、給与所得があり、地域で消費さ

れるということ、大きな経済効果が生まれる。



苅田町の企業群



議事だより かんだ (122号)
平成27年1月25日発行

編集・議事広報特別委員会
発行責任者・坂本東二郎

〒8000-0392 福岡県苅田町富久町1-19-1
☎093-434-1981 FAX093-434-2099

人物 クローズアップ

第3回

株式会社苅田町農業公社代表取締役社長
おののぶあき
小野信明さん



Q…公社設立の目的は？

A…廃業する農家や高齢化に対応し、農作物の生産と農地の保全を行い優良な農地の荒廃化を防ぎ、次世代に継承する。(定款より)。

Q…現在の状況を教えてください。

A…受託農地4ha(米・青刈稲・大麦・牧草・野菜)及び農地環境保全5反です。人員体制は2人、事務所は西部公民館にあります。倉庫はJA稲光倉庫を借り、農機具は、コンバイン3条刈1台、トラクター33馬力1台、田植機5条植1台、その他小農機具で事業を展開しています。

Q…今後の展望は？

A…米・麦・大豆の作付ローテーションを基本とし、早期に野菜なども含め作付面積の拡大を図り、経営の効率化に努める。平成27年度は5.5ha受託します。

Q…町の農業実態をふまえて、将来に向けた取り組みは？

A…二崎から白川地区まで農地が広がっており、効率的な作業が行なえません。ほ場整備率が低く湿田も多い。今後は、中核農家とともに効率的な作付け体制を構築したいと思っています。

Q…町内農地全てが対象ではないのですか？

A…農業振興地域を対象にしています。



農業公社野菜畑

町民の皆さんへ メッセージ

農家の方には、安心して農地をまかせていただき、地域一体となつて安全な食料の安定供給に努めたいと思っています。湿田が多く、作付け品目は限られるので、試験的な作付けを行い、作業の平準化に努めます。

そして、現在町内にある農産物直売所に出荷していきませんが、将来的には、さらに直売施設を設けるとともに、町内外の販路も拡大してまいります。

また、学校給食にも活かして地域に貢献していきたいので、ご理解とご協力をお願いいたします。

あとがき

明けましておめでとうございませう。未年、雪が降る年明けとなりました。未年生まれの方は、情熱的で、芯の強さを持っているといわれています。また、「未」は、木の枝葉が茂る形で低迷期を抜け出し、好調期への移行期ともおまわれませう。

苅田町は、赤字財政が続いています。多くの議員が指摘し、提案もしましたが、議案は可決していません。議会の責任も大きく、行財政改革特別委員会を設置し、赤字解消に取り組んでまいります。2月末までに、委員会としての一定の結論を出し、町に提案をしていきます。

今年一年が、皆様にとりまして幸多いことを祈りいたします。

白石 学

議会広報特別委員会

委員長 三原 茂
副委員長 遠田 孝一
委員 梶原 弘子
井上 修
榎谷 忠
伊塚 明
白石 学